

「美ら島おきなわ・花と緑の名所100選」実施要領

（目的）

第1 この要領は、「美ら島おきなわ・花と緑の名所100選（以下、名所100選という。）」の実施に関し必要な事項を定める。

（選定の件数）

第2 名所100選の選定件数は、概ね100件とする。

（名所の公募）

第3 「花と緑の名所（以下、名所という。）」の候補は、公募を行い、県民による自薦及び他薦とし、所定の書式により推薦のあったものを対象とする。

2 前項のいう県民とは、県内に在住又は所在する個人、法人及び地方公共団体とする。

3 名所の公募は、沖縄県のホームページ等を通して行う。併せて、市町村及び緑化関係団体に対し文書通知する。

（名所の選定）

第4 名所の選定は、前項の規定に基づき推薦された候補につき、一次審査及び二次審査を経て決定する。

2 一次審査は、事務を所掌する事務局（以下、事務局という。）により、名所の要件、基準等を審査し、適合する事案を名所の候補（案）として選考する。

3 県民の意見を広く反映させるため、名所の候補（案）を公開し、県民に意見（以下、県民意見という。）を募集する。募集した意見は二次審査の参考とする。

4 二次審査は、沖縄県名所・名木選考委員会（以下、委員会という。）による審査とし、県民意見を踏まえるとともに、専門的知見から、名所（案）を選考する。

5 名所の決定は、二次審査により選考された名所（案）を基に、事務局において処理する。

（名所の公表）

第5 決定された名所は、沖縄県のホームページ等を通して公表する。

（県民意見の募集）

第6 県民意見の募集は、名所の候補（案）に対し意見を問うものとする。

2 県民意見の募集は、沖縄県のホームページ等を通して行う。

（選考委員会）

第7 委員会は、緑化、森林、観光、自治活動等に関わる有識者及び行政・教育職員を以て構成し、委員は10名以内とする。

(懸賞)

第 8 名所に認定された緑地等を推薦したもの（市町村を除く）に対し、懸賞品を授与する。

2 懸賞品は商品券（金5,000円）とする。

(事務)

第 9 本要領に定める事務は、沖縄県環境部環境再生課を事務局として行う。

(附則)

この要領は、平成23年 8 月11日から施行する。

この要領は、平成28年 6 月 6 日から施行する。